

一般社団法人

定款

平成 年 月 日 作成  
平成 年 月 日 認証  
平成 年 月 日 設立

# 一般社団法人 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 と称する。

(目的)

第2条 当法人は、当法人は、 することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1

2

3

4 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、 都 区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 会員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は總會の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は總會において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき

(5) 除名されたとき

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

### 第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第 10 条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

第 11 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 14 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

### 第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第 16 条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第 17 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれる

ことになってはならない。

- 1 当該理事の配偶者
- 2 当該理事の三親等以内の親族
- 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 4 当該理事の使用人
- 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- 6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第19条 当法人は、理事会を置く。

(代表理事及び業務執行理事)

第20条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選定する。

- 2 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事及び専務理事若干名を選定することができる。

(理事会の召集権者)

第21条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第23条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

## 第5章 監事

(監事の設置)

第24条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

( 監事の報酬及び退職慰労金 )

第 26 条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

## 第 6 章 計 算

( 事業年度 )

第 27 条 当法人の事業年度は、毎年 月 日から同年 月 日までの年 1 期とする。

( 剰余金の分配の禁止 )

第 28 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

( 残余財産の帰属 )

第 29 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 7 章 附 則

( 最初の事業年度 )

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 年 月 日までとする。

( 設立時社員 )

第 31 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

都 区 丁目 番 号

設立時社員

都 区 丁目 番 号

設立時社員

都 区 丁目 番 号

設立時社員

( 法令の準拠 )

第 32 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人 を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員

設立時社員

設立時社員